

春日井市住生活基本計画の策定について

1 計画の背景

- ・「住生活基本計画」とは国民の住生活の安定確保と向上促進に関する施策の推進を目的とする住生活基本法（平成 18 年施行）に基づいた、住宅・居住環境・居住に係る施策のマスタートプラン。
- ・全国計画及び都道府県計画は法定計画であり、最新の計画は全国計画が令和 2 年度末、愛知県計画が令和 3 年度末に見直しがありました。通常、5 年毎に改定がなされるため、全国計画は令和 7 年度末に改定見込み（県計画は令和 8 年度末に改定見込み）。
- ・春日井市では、平成 22 年までを計画期間とする「春日井市住宅マスタートプラン」を平成 9 年 3 月に策定し、それ以降は、耐震改修促進計画や空き家等対策計画等の個別の関係計画を策定しながら、各施策を進めてきました。

2 目 的

- ・全国的な人口減少、少子高齢化、深刻化する気候変動等、社会情勢が大きく変化する中、若者・子育て世帯、高齢者世帯等、誰もが安心して快適に住み続けられるためには、生活の基盤を支える住宅を安定的に確保し、安心して暮らせる住環境を整えることが極めて重要である。
- ・現在、本市では住宅に関する課題を政策分野ごとに整理し施策を行っているところ。今回、住生活基本法に基づき策定する住生活基本計画は、これらを総合的にとらえ、春日井市の地域特性を踏まえて、住生活の安定の確保及び向上の促進に資する指針を定めて目標を提示することで、地域や民間事業者等の関係主体と連携しながら、長期的な視点をもって施策の推進を図ることを目的に策定するもの。

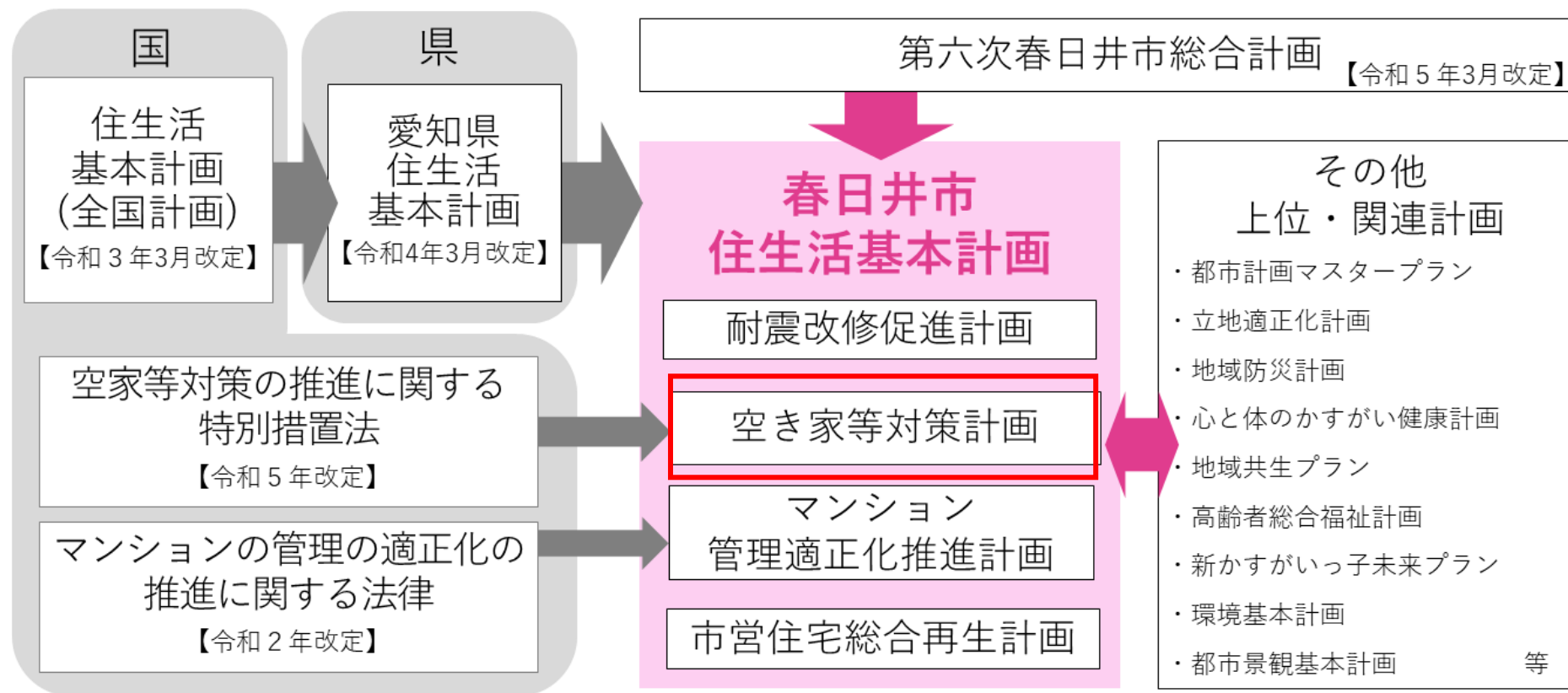
3 計画の理念

未来へと 住みつがれるまち 春日井市 安心の中に 暮らす幸せ



4 計画の位置づけ

- ・住生活に関する施策を総合的に推進していくために、関連する「春日井市耐震改修促進計画」、「春日井市空き家等対策計画」、「マンション管理適正化推進計画」、「春日井市市営住宅総合再生計画」を包含する。



5 計画期間

2026年度(令和8年度)～2035年度(令和17年度)の10年間

6 骨 子

目指す姿

**I 希望に沿った快適な住まいで
自分らしく住み続けている**

**II 安全・安心で利便性の高い環境のもと
人と人が支え合うコミュニティが形成されている**

目標① 住みつなげる良質な住まいの形成

- 質の高い住宅供給の促進
- 手が届きやすい価格の住宅の供給支援



目標② 高経年化した住まいの 適切な管理、除却・更新の促進

- 空き家の状態に応じた対策
- マンションの適正管理の促進

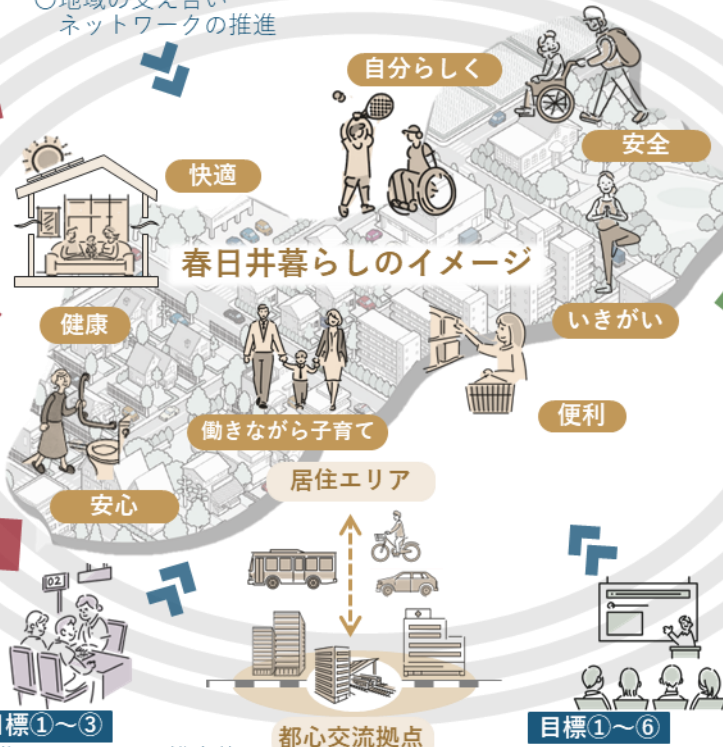


目標③ だれもが安心して住み続けられる 住まいの確保と生活支援の連携を実現

- 居住支援体制の構築
- 市営住宅の適切な管理・運営



目標③～⑤ ○地域の支え合い ネットワークの推進



頻発・激甚化する自然災害に対する 充実した備えの強化

- 災害リスクの周知
- 地域の防災力の向上



自分らしい住まい方・暮らし方が できるネットワークの形成

- 多様な活動・場づくりの展開
- 春日井暮らしの魅力発信



ライフタウン※として安心、 便利で暮らしやすい住環境の実現

- 生活・交通利便性の向上
- 防犯性の高いまちづくりの推進



目標①～③ ○住まいに関する総合的な 相談体制の構築

目標①～⑥ ○住生活リテラシー※の向上

暮らしを支える主な土台

- ・住民主体活動の取組みの強化 (地域共生プラン2025)
- ・地域保健の充実と地域医療の確保 (心と体のかすがい健康計画2035)
- ・地域包括支援体制の強化 (高齢者総合福祉計画)
- ・安心して子育てできる社会環境の整備 (かすがいこどもまんなかプラン)
- ・生活支援の充実 (障がい者総合福祉計画)

住環境の主な土台

- ・都市計画 (都市計画マスタープラン)
- ・公共交通ネットワークの充実 (地域公共交通計画)
- ・都市機能誘導区域、居住誘導区域への誘導 (立地適正化計画)
- ・企業誘致による職住近接の推進 (都市計画マスタープラン、産業振興アクションプラン)
- ・景観 (都市景観基本計画)・防災 (地域防災計画)
- ・次世代へつなぐ豊かな緑の保全・活用 (緑の基本計画)

連携

基本計画の取組み に対する基本姿勢

- ①行政は旗振り役として住生活の目標を掲げ、市民や事業者が主体的に取組む環境づくりを行う
- ②行政は公共性の高い取組みを主に担う

- ③市民・民間事業者等との協働のもと地域の特性やニーズに応じた取組みを推進する
- ④庁内関係部局との横のつながりを強化して施策を進める

用語 ライフタウン：一人ひとりがいきいきと働き、自分らしく暮らせるまちをイメージしたもの (「都市計画マスタープラン」の用語説明より) 住生活リテラシー：自らの長期的なライフプランに基づき、より良い住まいの選択と判断する能力 (国交省の「住生活リテラシー・プラットフォーム」の定義より)

7 体系図



春日井市住生活基本計画＜目次＞（案）

計画書【本編】

第1章 計画の理念・目指す姿・目標

- 1 策定の背景・目的……………●
- 2 理念、目指す姿、目標……………●
- 3 計画の位置づけ……………●
- 4 計画期間……………●
- 5 上位・関連計画の整理……………●

第2章 住生活を取り巻く現状と課題

- 1 近年の住生活に係る社会経済状況の変化（概要）●
- 2 本市の住生活を取り巻く現状や課題（概要）……●

第3章 施策の展開

- 1 施策体系……………●
- 2 重要：施策の方向性……………●
- 3 基本：施策の方向性……………●
- 4 成果指標……………●

第4章 耐震改修促進計画

- 1 計画……………●

第5章 空き家等対策計画

- 1 計画……………●

第6章 マンション管理適正化促進計画

- 1 計画……………●

第7章 市営住宅総合再生計画

- 1 計画……………●

第8章 計画の実現に向けて

- 1 多様な主体との連携……………●
- 2 計画の進捗管理……………●

第9章 その他

- 用語の説明……………●

計画書【資料編】

第1章 計画の位置づけ

- 1 上位・関連計画の整理（詳細）……………●

第2章 住生活を取り巻く現状と課題

- 1 近年の住生活に係る社会経済状況の変化……………●
- 2 本市の住生活を取り巻く現状や課題……………●

第3章 アンケート結果

- 1 市民アンケート結果……………●
- 2 空き家……………●
- 3 マンション……………●

第4章 その他

- 1 策定までの経緯（協議会の開催概要など）……………●